

広 情 審 第 3 号
平成 1 5 年 2 月 4 日

広 島 市 長 様

広島市情報公開審査会
会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定通知書に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 4 年 1 0 月 2 3 日付け広人第 2 6 5 号で諮問のありましたこのことについて、
別添のとおり答申します。

答 申 書

平成14年10月23日付け広人人第265号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成14年7月12日付け異議申立書の趣旨は、同年6月27日付けの「平成11年10月26日に小田助役が100人程度の市民と約束された市職員の処分について検討中であることが具体的に分かる書類」の開示請求に対し、実施機関が、同年7月10日付け広人人第192号で公文書部分開示決定処分を行ったことの取消しを求めるというものです。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書での異議申立人の主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 開示された文書は間違いだらけで、要求した書類になっていません。再発行してください。
- (2) 開示された文書には、「事実の確認を行うことが必要」、「事実確認の調査等をしています」とありますが、当たり前のことです。53万円/坪程度で清算すると600人以上の市民に説明した真実さえ、換地計画が発表されて45か月経過した今日、判明していません。市内部の資料で分からないのであれば、説明した市民に直接聞いてください。すぐに分かります。
- (3) 開示された文書には「換地計画案」とありますが、換地計画案は、土地区画整理法にはありません。
- (4) 開示された文書には「換地計画が決定されていない」とありますが、決定されています。
- (5) この程度の簡単なことは、民間では数か月で処理されます。45か月経過しており、市民は苦しんでおります。真実を至急公開してください。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書による主張は、次のとおりです。

- (1) 開示した文書には、「小宅地対策の清算金に関する事実確認の調査等をしていま

す。」と記載されており、これは、職員の責任の問題を検討するに当たって事実確認の調査等を行っている状況にあることを明らかにしていることから、開示した文書は、申立人が開示請求をした「市職員の処分について検討中であることが具体的に分かる書類」に該当するものです。

(2) この文書のほか、「市職員の処分について検討中であることが具体的に分かる書類」に該当する文書は存在しません。

5 審査会の判断

異議申立人は、以前にも、平成13年6月20日付けで「平成11年10月26日に小田助役が約束された市職員の処分について検討中であることが分かる書類。20か月以上経過している。」の開示請求を行っています。

これに対する実施機関の部分開示決定に対しては、同年8月30日付けで異議を申し立てています。このときにも、異議申立人は、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、部分開示した公文書に異議申立人の求める内容がないことと、区画整理に関する誤った記述があることを主張しています。

これについて実施機関の諮問を受けた当審査会は、実施機関の決定は妥当であるとの結論を、平成14年5月31日付け広情審第18号で答申(以下「前回答申」という。)しています。

前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とを比較しますと、以下の事実が認められます。

開示請求のあった公文書は、同じものです。

実施機関が不開示とした部分とその理由には変更がありません。

広島市情報公開条例は、平成14年10月3日に独立行政法人等に関する情報の取扱いの点で改正されましたが、本件公文書は、この改正とは関わりがありません。

異議申立人及び実施機関の主張には、変更がありません。

すなわち、前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とは、判断の前提となる諸要素が同じであるため、前回答申の審査会の判断理由の部分を全て引用して、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりです。

年	月	日	処	理	内	容
---	---	---	---	---	---	---

平成 1 4 年 1 0 月 3 0 日	実施機関から、諮問第 2 6 号を受理
平成 1 4 年 1 2 月 4 日	実施機関から、「不開示理由説明書」を受理
平成 1 5 年 1 月 2 0 日 (第 1 回審査会)	審議